

## 北海道公立大学法人札幌医科大学の令和元年度財務諸表に係る

## 知事の承認に関する意見について

## ・ 財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

## (1) 法的根拠

地方独立行政法人法第 34 条第 1 項の規定に基づき、「北海道公立大学法人札幌医科大学」(以下「法人」という。)は、財務諸表を当該事業年度の終了後 3 ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、評価委員会は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第 2 条第 3 項の規定に基づき、知事の承認に関し、調査審議することとされている。

(2) 評価委員会の意見(案)

財務諸表について、合規性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、公立大学部会としては、「意見なし」との結論に至った。